

事務連絡
令和3年8月13日

各 都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局がん・疾病対策課
厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

透析患者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の入院調整について（再周知）

日頃より、透析患者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の入院調整にご尽力頂き、心より感謝申し上げます。

各都道府県におかれましては、別添の「今後を見据えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備について」（令和2年6月19日（令和2年7月21日一部改正））に示したとおり、透析患者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の医療提供体制について、各都道府県において、協議会に透析医療の専門家等を参画させることや、透析患者が新型コロナウイルス感染症に感染し、入院治療が必要となった場合や新型コロナウイルス感染症が重症化した場合を想定し、透析治療を行うことができる新型コロナウイルス感染症の入院患者、重症患者受入医療機関の設定を行うなど病床の確保に努めること、透析患者の病院搬送が必要となった場合を想定し、都道府県調整本部等において、各都道府県の透析治療における専門家と連携し、当該患者の搬送調整をすることなどを行っていただいているところと存じます。

今般、新型コロナウイルス感染症患者数の増加により、透析患者が新型コロナウイルス感染症に感染した際の入院調整が難航する事例が報告されております。

新型コロナウイルス感染症患者数の増加する地域においては、今後入院調整が難航することも想定されることから、各都道府県におかれましては、新型コロナウイルス感染症に感染した透析患者の病床確保等について、関係部局連携の下、関係機関とさらなる調整を行うなど、ご対応を頂きますよう改めてお願い申し上げます。

【照会先】

厚生労働省健康局がん・疾病対策課
電 話：03-3595-2192
FAX：03-3593-3293
担 当：谷口・塚本